

## 区分所有法 管理者の選任及び解任 宅建 H11-15-4 <#569>

【問】正誤をつけよ。

区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、**集会の決議によって**、管理者を選任することができるが、この管理者は、**区分所有者以外の者から選任することができる。**

【答え】正しい

★  
《ポイント》 管理者の選任及び解任 【宅建 ★基本】

区分所有者は、規約に別段の定めがない限り**集会の決議によって**、**管理者を選任し、又は解任**することができる。（区分法 25 条 1 項）

⇒ **管理者の選任に、資格要件や制限はない**

※ **自然人か法人か、区分所有者か否か、管理者の任期等は、定められていない**  
(管理組合法人の「理事」と異なる)

⇒ **普通決議**

⇒ **規約で別段の定めができる**